

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計 画 主 体	山口県田布施町

## 田布施町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 山口県田布施町経済課  
所在地 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1  
電話番号 0820-52-5805  
FAX番号 0820-53-0140  
メールアドレス nourin@town.tabuse.yamaguchi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、サル
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山口県田布施町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	水稲	1.92ha（9,213kg）	2,285千円
カラス	果樹	0.01ha（22kg）	6千円
サル	果樹	0.03ha（92kg）	30千円
	野菜	0.06ha（2,030kg）	207千円

(2) 被害の傾向

田布施町は、一部の地域を除き農林統計上の中間地域であるため、山林等からの鳥獣の侵入が頻繁に発生しており、農作物・営農環境への被害は深刻化している。しかしながら表面化している被害面積及び被害金額についてはおおむね減少傾向で推移している状況である。

対策として田布施町有害鳥獣捕獲隊による駆除を実施しているが、一部駆除するだけでは、農作物被害対策としては限界があり、地域が一体となって被害対策に取り組むことが必要である。また、サル、カラスなどの生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣に対する対策が確立されていないため、住民より効果的な対策を求める声が上がっている。

主な被害状況

- イノシシ、カラス 水稲・野菜 5月～10月 石城山、千坊山を中心とした町内全域
- サル 野菜・果樹 4月～7月、10月～翌3月 石城山周辺

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値		
			(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	被害面積	2,285千円	2,055千円	1,825千円	1,595千円
カラス		6千円	5千円	4千円	3千円
サル		237千円	213千円	189千円	165千円
合計		2,528千円	2,273千円	2,018千円	1,763千円

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値		
			(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	被害面積	1.92ha	1.71ha	1.50ha	1.30ha
カラス		0.01ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha
サル		0.09ha	0.08ha	0.07ha	0.06ha
合計		2.02ha	1.79ha	1.57ha	1.36ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会熊南地区と連携して、免許取得者を広く募集し、町捕獲隊を編成することで捕獲体制の構築をおこなってきた。</p> <p>また、鳥獣害の予防対策として鳥獣の繁殖期等も含め通年で捕獲を実施している。</p> <p>イノシシについては緊急捕獲活動として田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会が事業主体となり「鳥獣被害防止総合対策事業交付金」を活用して捕獲実績に応じた補助金を支給している。</p> <p>わなについては田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会備品及び町備品であるはこわな大型 12 基、小型 27 基、小動物用 6 基、大型囲いわな 1 基を有害鳥獣捕獲隊に貸与している。</p>	<p>高齢化により狩猟者が減少している。特に銃猟者の担い手の確保が急務となっている。</p> <p>また、鳥獣は市町の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町と連携についても課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>県が事業主体となり、基盤整備工事地区を中心に「農地耕作条件改善事業」を活用した侵入防止柵の整備を行っている。</p> <p>町の独自事業としては個人、団体の農業者等が設置した防護柵に係る経費に対して補助を行ってきた。また間接的に被害防止対策に繋がる森林整備についても事業化している。</p>	<p>有害鳥獣の温床となっている荒廃山林の整備、耕作放棄地の解消が急務となっている。</p> <p>また、自治会等を単位とした集落ぐるみでの被害防除意識の形成・実行方策、緩衝帯の整備など被害防止対策への仕組みづくりが課題となっている。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>町鳥獣被害対策実施隊（町職員）が県主催の研修等に定期的に参加し、鳥獣害対策に係る正しい知識を学び、相談の都度情報を提供している。</p>	<p>個別に相談するケースが多く、集落単位などで研修会を開催するなど住民の意識形成及び仕組みづくりが課題となっている。</p>

### (5) 今後の取組方針

町有害鳥獣捕獲隊による捕獲について、山口県東部鳥獣被害広域対策協議会に参画して周辺市町との一斉捕獲に努める。担い手を育成するため、集落を単位とした捕獲隊の編成を推進し、捕獲者間の連携強化を支援する。被害防除については従来の効果的な侵入防止柵等の普及、生産者以外も含めた集落ぐるみの活動により、鳥獣被害を受けにくい集落づくりを推進する。

そのために国庫補助事業を積極的に活用し、緊急捕獲対策として捕獲実績に応じた補助金を捕獲者に支給するほか、有害鳥獣捕獲のための捕獲機材の導入、被害防除として集落ぐるみの侵入防止柵の整備を行う。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会熊南地区と連携し、田布施町有害鳥獣捕獲隊の編成、集落による捕獲体制の構築を行う。また、引き続き同隊による捕獲を継続していくとともに、鳥獣被害対策実施隊への民間対象鳥獣捕獲員の登用などを検討する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ カラス サル	町有害鳥獣捕獲対策協議会及び猟友会熊南地区と連携して、狩猟者の確保及び育成を進めていく。 また、事業を活用して計画的に捕獲機材を導入し、田布施町有害鳥獣捕獲隊に貸与する予定。
9年度	イノシシ カラス サル	町有害鳥獣捕獲対策協議会及び猟友会熊南地区と連携して、狩猟者の確保及び育成を進めていく。 また、事業を活用して計画的に捕獲機材を導入し、田布施町有害鳥獣捕獲隊に貸与する予定。
10年度	イノシシ カラス サル	町有害鳥獣捕獲対策協議会及び猟友会熊南地区と連携して、狩猟者の確保及び育成を進めていく。 また、事業を活用して計画的に捕獲機材を導入し、田布施町有害鳥獣捕獲隊に貸与する予定。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① イノシシ

近年、わな猟免許取得者が増加し、捕獲隊員の登用も進んでいるものの捕獲隊登録者数が減少傾向（4年度 43名、5年度 40名、6年度 40名）である。捕獲数に関しては、増加傾向 {4年度 221頭、5年度 66頭（5年度は、豚熱が流行したため捕獲数が異常値）、6年度 242頭} にあり、今後については捕獲隊員数の増加にともない捕獲数の増加が見込まれるため、令和8年度以降も捕獲計画数を200頭とする。

② カラス

被害は農作物だけでなく、生活環境にも被害を及ぼしてきている。しかしながら銃猟免許取得者が少なく対応に苦慮している。（捕獲実績 4年度 3羽、5年度 1羽、6年度 0羽）令和8年度以降については、既存の捕獲隊員へ銃猟免許取得を促し、捕獲頭数を増加させる見込みとして、捕獲計画数を60羽とする。

③ サル

目撃情報、駆除依頼は減少したが、未だ民家付近にも群をなして出没している。被害は農作物だけではなく生活環境に及んでいる。捕獲数については警戒心が強く、捕獲は困難を極める。（4年度 0頭、5年度 0頭、6年度 2頭）令和8年度以降については、群れごと捕獲が可能な大型囲いわなを積極的に活用する見込みとして捕獲計画数を60頭とする。

※捕獲数、捕獲計画数等は有害鳥獣捕獲による。（狩猟による捕獲は含めていない。）

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	200	200	200
カラス	60	60	60
サル	60	60	60

捕獲等の取組内容

- ・捕獲手段については法定猟具によるものとする。
- ・イノシシ、サルは春期と秋期の農作物被害が多発するため、被害予防対策として狩猟期間と併せて年間を通じて必要な時期に捕獲を行う。
- ・カラスは、5月から8月までの期間に捕獲を行う。また、左記の期間以外についても柔軟に対応する。

・対象区域は町全域（石城山鳥獣保護区を含む。ただし、法施行規則第7条第1項第7号のハ～チを除く。）である。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		8年度	9年度	10年度
イノシシ	金網フェンス	（ほ場整備実施箇所） 10,000m程度	（ほ場整備実施箇所） 10,000m程度	（ほ場整備実施箇所） 10,000m程度
	電気柵	（町内一円） 5,000m程度	（町内一円） 5,000m程度	（町内一円） 5,000m程度
	トタン柵	（町内一円） 1,000m程度	（町内一円） 1,000m程度	（町内一円） 1,000m程度

農家の生産意欲の確保と農業経営の安定を図るために、農作物鳥獣被害防止対策事業として、団体及び個人に防護柵（電気柵、トタン板等）の設置経費の一部を補助する。

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	・防護柵の設置経費の一部を補助する。 ・地域住民に追払い活動、雑木刈払い活動等の普及啓発を行い、自衛意識を促す。	・防護柵の設置経費の一部を補助する。 ・地域住民に追払い活動、雑木刈払い活動等の普及啓発を行い、自衛意識を促す。	・防護柵の設置経費の一部を補助する。 ・地域住民に追払い活動、雑木刈払い活動等の普及啓発を行い、自衛意識を促す。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

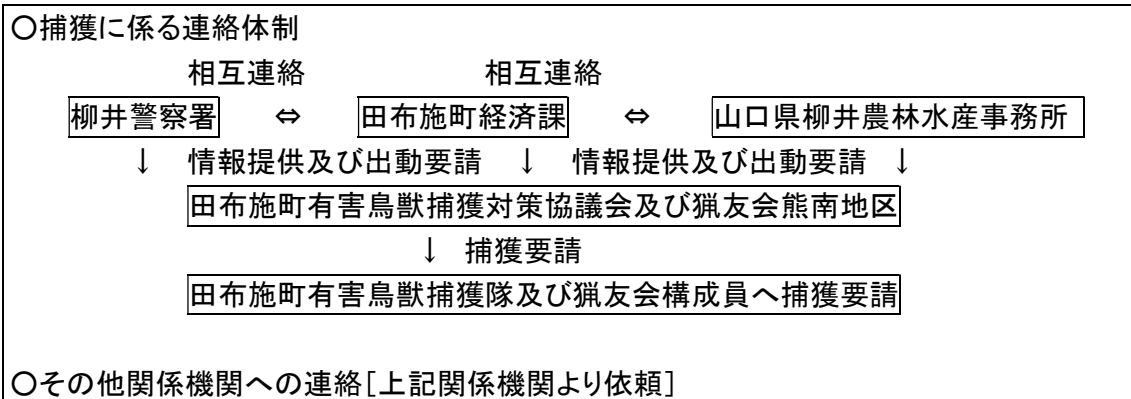
年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ カラス サル	町職員で構成する実施隊が有害鳥獣関連の普及啓発を行うと共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備及び追い払い活動並びに里山の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
9年度	イノシシ カラス サル	町職員で構成する実施隊が有害鳥獣関連の普及啓発を行うと共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備及び追い払い活動並びに里山の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
10年度	イノシシ カラス サル	町職員で構成する実施隊が有害鳥獣関連の普及啓発を行うと共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備及び追い払い活動並びに里山の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田布施町経済課	平常時: 情報収集及び普及活動 緊急時: 情報収集及び関係機関への連絡・緊急出動要請並びに現地確認
猟友会熊南地区	平常時: 捕獲及び技術指導 緊急時: 緊急出動捕獲及び周辺警戒
柳井警察署	平常時: 情報収集及連絡調整 緊急時: 情報収集及び周辺警戒並びに関係機関への出動要請
山口県柳井農林水産事務所	平常時: 普及活動及び助言・技術指導 緊急時: 情報収集及び助言・技術指導

(2) 緊急時の連絡体制



田布施町教育委員会・・・周辺学校、各保護者への周知、通学路の変更対応  
田布施町総務課　・・・周辺自治会への周知、防災メールへの掲載

#### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に捕獲した者が責任をもって埋設等適正な処理を行う。

#### 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

##### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内の獣種、捕獲頭数では絶対数が少なく、食品加工用として一定量の確保及び安定供給が見込まれないため現在のところ利用促進は困難である。近隣他市町を含めた広域的な検討が必要。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

##### (2) 処理加工施設の取組

該当なし

##### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
田布施町経済課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
猟友会熊南地区	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
田布施町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
柳井警察署	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県柳井農林水産事務所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県東部森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>町担当職員から構成される鳥獣被害対策実施隊の活動として集落単位への被害防止対策の普及啓発、防護柵設置指導を行う。捕獲者に対しては新たな捕獲技術の提案、情報収集を実施する。また鳥獣被害対策における各種研修会に参加し、普及活動のための知識向上に努める。</p> <p>※令和8年3月現在、隊員数4名</p>
--

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

山口県東部鳥獣被害広域対策協議会を活用した近隣市町と連携した防護、駆除等。
---------------------------------------

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県協議会(山口県鳥獣被害防止対策協議会)等との連携。
----------------------------